

身体障害者福祉法における身体障害者の範囲の拡大 (肝機能障害への対応)に伴う障害者雇用促進法における 身体障害者等の範囲の拡大について

1 制度の現状

- 障害者雇用促進法においては、雇用義務等の対象となる身体障害者の範囲を同法別表において定めており、特に内部障害については、同表第5号の委任に基づき、障害者雇用促進法施行令第27条各号において、その対象となるものを定めている。
- また、障害者雇用率制度におけるダブルカウントの対象となる重度身体障害者の対象となる障害、また障害者介助等助成金等、障害者雇用納付金制度に基づく助成金のうち一部の助成金の対象となる障害については、それぞれ、障害者雇用促進法施行規則別表第1、別表第3に定められている。

2 対応の経緯

- 今般、薬害肝炎全国原告団・弁護団と厚生労働大臣との間の協議における決定及びそれに基づき設置された「肝機能障害の評価に関する検討会」の報告書を踏まえ、疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において、一定程度の肝機能障害を有する者については、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉手帳の対象となる身体障害者の範囲に含めることが決定されたところ。
- これまでも、障害者雇用促進法に基づく身体障害者等の範囲については、
 - ・ 身体障害者 … 身体障害者福祉法別表に掲げる障害を有する者
 - ・ 重度身体障害者 … 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級に掲げる障害を有する者
 - ・ 障害者雇用促進法施行規則別表第3に掲げる者（内部障害者に限る。）
… 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に掲げる障害を有する者が対応するよう、身体障害者福祉法における身体障害者の範囲の拡大に合わせて改正を行ってきているところである。
- 今回も、雇用と福祉の制度の整合性にかんがみると、福祉制度における障害の対象に肝機能障害が追加されることと合わせて、雇用分野においても対応を図る必要がある。

3 改正案

【政令改正】 障害者雇用促進法施行令第27条に新たな1号を加え、「肝臓の機能の障害」を規定する。（身体障害者の範囲の拡大）

【省令改正】 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第1第4号及び別表第3第4号に「肝臓」を加える。（重度身体障害者等の範囲の拡大）

4 今後の予定

平成22年4月1日 施行（身体障害者福祉法における対応と同時施行）

内部障害の範囲拡大の経緯

- 昭和50年12月11日の身体障害者雇用審議会答申において、「身体障害者雇用促進法の身体障害者の範囲を身体障害者福祉法上のそれに合致させることが妥当」とされている。
- そのため、障害者の雇用の促進等に関する法律における身体障害は、身体障害者福祉法における身体障害に合わせ、範囲が拡大されてきた。
- 内部障害についても、昭和49年に障害の範囲に心臓、じん臓、呼吸器の内部障害が加えられた以降については、昭和59年のぼうこう又は直腸の機能障害、昭和61年の小腸の機能障害、平成10年のヒト免疫不全ウイルスの機能障害と、身体障害者福祉法上の内部障害の追加に合わせ、障害者雇用促進法の身体障害の対象としている。

(参考) 内部障害の範囲拡大の経緯

施行日	障害者の雇用の促進等に関する法律	身体障害者福祉法
昭和42年		心臓機能障害、呼吸器機能障害
昭和47年		<追加>じん臓機能障害
昭和49年	心臓、じん臓又は呼吸器の障害	
昭和59年	<追加>ぼうこう又は直腸の機能障害	<追加>ぼうこう又は直腸の機能障害
昭和61年	<追加>小腸の機能障害	<追加>小腸の機能障害
平成10年	<追加>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能	<追加>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能